

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改 正 案	現 行
<p>（従属業務等）</p> <p>第三十五条　（略）</p> <p>2 法第十一條の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一～十二　（略）</p> <p>十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ　（略）</p> <p>ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。</p> <p>二 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること</p> <p>イ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること。</p> <p>ハ　株式に係る配当を受け取り又は株式を取得すること。</p> <p>二　（新設）</p> <p>イ　（略）</p> <p>二　（新設）</p> <p>ハ　イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p>	<p>（従属業務等）</p> <p>第三十五条　（略）</p> <p>2 法第十一條の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一～十二　（略）</p> <p>十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</p> <p>イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ　（略）</p> <p>ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。</p> <p>二 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること</p> <p>イ　株式に係る配当を受け取り又は株式を取得すること。</p> <p>ハ　株式に係る配当を受け取り又は株式を取得すること。</p> <p>二　（新設）</p> <p>イ　（略）</p> <p>二　（新設）</p> <p>ハ　イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。</p>
十四～三十一　（略）	十四～三十一　（略）

3 (7) (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (7) (略)

(削る)

十一 (十三) (略)

(削る)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

特定信用事業代理業に係る業務が定款（これに準ずるものと含む。）の事業目的に定められていない場合には、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面

3 (7) (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十七条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (7) (略)

(削る)

十二 (十四) (略)

(削る)

十五 (略)

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

	改 正 案	現 行
第二十六条　（組合又は連合会の子会社の範囲等）		
第二十六条　（組合又は連合会の子会社の範囲等）		
2・3　（略）		
4　法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。		
一（十）　（略）		
十一　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務		
イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。		
ロ　（略）		
ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。		
二　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。		
ホ　イからニまでのいづれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。		
十二（二十八）　（略）		

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）

の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 法第十一条第一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（前号及び次号に掲げる組合を除く。） 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項

項目	記載する事項
共済契約に関する指標	(略)
六 共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（水産業協同組合法施行規則第五十九条各号に掲げる者をいう。次号及び第八号において同じ。）の数	一～五 (略)
七 共済契約を再保険に付した場合における当該再	

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）

の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 法第十一条第一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（前号及び次号に掲げる組合を除く。） 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項

項目	記載する事項
共済契約に関する指標	(略)
六 共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（水産業協同組合法施行規則第五十九条各号に掲げる者をいう。次号及び第八号において同じ。）の数	一～五 (略)
七 共済契約を再保険に付した場合における当該再	

保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合

八 共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

2 4 (略)	三 (略) (略)	二 (略) (略)	(略)	(略)	(略)	九 (略)	
-------------------	---------------------	---------------------	-----	-----	-----	----------	--

保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合

八 共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を受けた主要な保険会社等の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

2 4 (略)	三 (略) (略)	二 (略) (略)	(略)	(略)	(略)	九 (略)	
-------------------	---------------------	---------------------	-----	-----	-----	----------	--

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十 (略)

(削る)

十一 (十三) (略)

十四 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十 (略)

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面

十二 (十四) (略)

十五 特定信用事業代理業に係る業務が定款（これに準ずるものと含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面

十六 (略)

改
正
案

現
行

（従属業務等）

第九十七条
(略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一〇十九
(略)

二十次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ (略)

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

二 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ること

を目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでのいづれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十一〇三十九
(略)

（従属業務等）

第九十七条
(略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一〇十九
(略)

二十次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り、又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ロ (略)

ハ (新設)

二 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

二十一〇三十九
(略)

357 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第一百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十 (略)

(削る)

十一 (十三)

(略)

(削る)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

357 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第一百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十 (略)

(削る)

十一 (十四)

(略)

(削る)

十五 農林中央金庫代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを持む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面